

(趣旨)

第1条 この規則は、木曾地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する条例(平成18年木曾広域連合条例第1号)第22条第2項の規定に基づき、木曾広域連合放送審議会(以下「審議会」という。)の組織、任務その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから木曾広域連合長(以下「連合長」という。)が委嘱する。
- 3 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、審議会を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の者から要求があれば、会長は審議会を招集しなければならない。

- 2 審議会の会議は、委員総数の半数以上の出席があった場合に成立する。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、原則として年2回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、随時開催することができる。

(諮問事項)

第5条 審議会は、連合長の諮問に応じ、次の事項について審議し、その結果を連合長に答申する。

- (1) 放送番組基準の制定又は変更に関すること。
- (2) 放送番組の編成に関する基本計画の制定又は変更に関すること。
- (3) 放送の管理及び運営に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか審議会の目的を達成するために必要な事項

(意見の具申)

第6条 審議会は、必要があると認めたときは、連合長に対し意見を述べることができる。

(放送内容の保存)

第7条 審議会は、法令の規定に基づき、連合長に対して必要と認める放送番組の内容の保存を要求することができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務を処理するため、木曾広域情報センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

(委員の任期の特例)

- 2 審議会設立当初の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

附 則(平成19年12月27日規則第17号)

この規則は、平成20年4月1日より施行する。